



春江町

土地改良区だより

第22号

令和8年5月

春江町土地改良区
理事長 岡部 恭典

TEL 0776-50-3064

県営土地総事業（針原地区）完成



平成30年度より実施していた県営経営体育成基盤整備事業の針原地区（農業用水路、暗渠排水、客土）が、令和7年度末をもちまして完成しました。

坂井市土地改良合同事務所の事務局長がかわりました。

就任のごあいさつ



森 瀬 事務局長

この度、坂井市土地改良合同事務所の事務局長を拝命いたしました。日頃より、春江町土地改良区の運営や各種事業活動に対し、組合員の皆様には深い理解と温かいご支援を賜り厚くお礼申し上げます。

本市の生産性が高く経営基盤の整った農地や農業用水利施設を、将来にわたり良好な状態で活用していくため、これらを適切に維持・保全してまいります。あわせて、自然環境と調和した持続可能な農業・農村づくりに事務局職員一丸となって取り組んでまいります。

今後とも、皆様の一層のご支援とご協力をお願いし、ご挨拶とさせていただきます。

春江町土地改良区の概要

(令和8年4月1日現在)

所在地 〒919-0592 坂井市坂井町下新庄1-1
(坂井市役所多目的研修棟2階) (坂井市土地改良合同事務所内)
TEL 0776-50-3064 FAX 0776-67-7514

組合員数 1,410名 受益面積 1,327.9ha

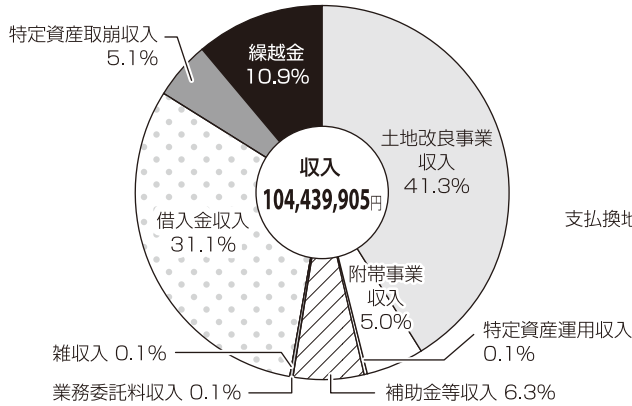
総代数 44名(欠員1名) 3被選挙区

役員総数 理事20名 監事4名 計24名 担当職員数 5名(うち坂井市の職員3名)

令和6年度 決 算

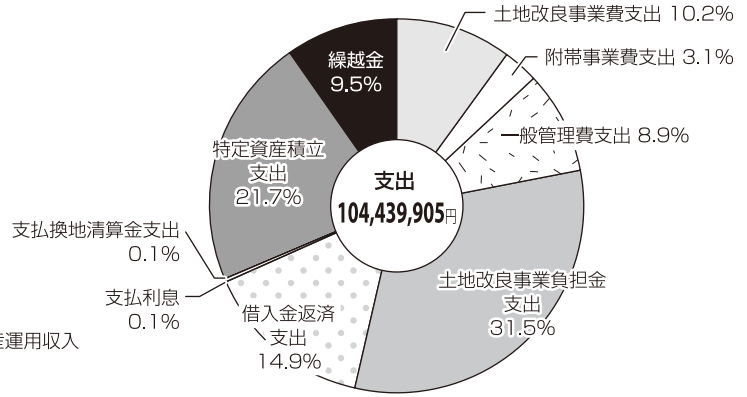
令和7年11月17日に、第50回臨時総代会が開催され、令和6年度の決算が承認されました。一般会計の内容をお知らせします。

令和6年度決算収入



土地改良事業収入	43,162,781 円
附帯事業収入	5,265,910 円
特定資産運用収入	51,117 円
補助金等収入	6,568,561 円
業務委託料収入	121,000 円
雑収入	57,106 円
借入金収入	32,523,777 円
特定資産取崩収入	5,329,000 円
繰越金	11,360,653 円
合 計	104,439,905 円

令和6年度決算支出

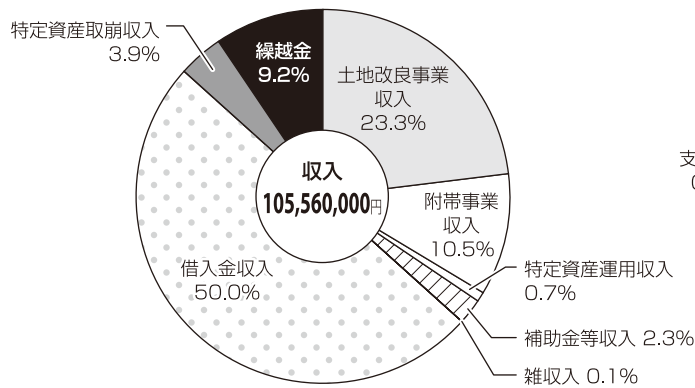


土地改良事業費支出	10,707,814 円
附帯事業費支出	3,224,417 円
一般管理費支出	9,356,527 円
土地改良事業負担金支出	32,889,777 円
借入金返済支出	15,523,464 円
支払利息	75,225 円
支払換地清算金支出	121,000 円
特定資産積立支出	22,653,962 円
繰越金	9,887,719 円
合 計	104,439,905 円

令和8年度 予 算

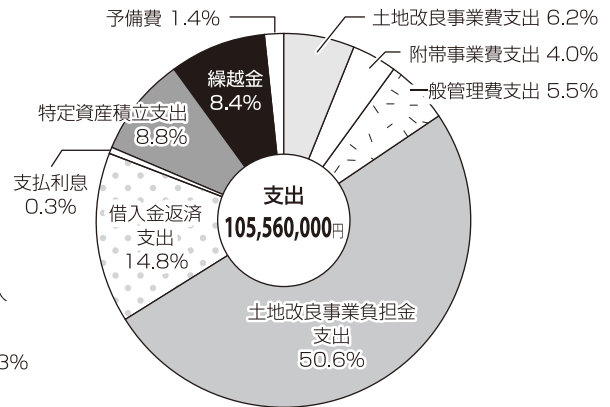
令和8年3月11日の第51回通常総代会で、令和8年度の当初予算が可決されました。一般会計の内容をお知らせします。

令和8年度当初予算収入



土地改良事業収入	24,605,000 円
附帯事業収入	11,037,000 円
特定資産運用収入	663,000 円
補助金等収入	2,417,000 円
雑収入	145,000 円
借入金収入	52,783,000 円
特定資産取崩収入	4,172,000 円
繰越金	9,738,000 円
合 計	105,560,000 円

令和8年度当初予算支出



土地改良事業費支出	6,677,000 円
附帯事業費支出	4,196,000 円
一般管理費支出	5,954,000 円
土地改良事業負担金支出	53,390,000 円
借入金返済支出	15,573,000 円
支払利息	277,000 円
特定資産積立支出	9,255,000 円
繰越金	8,738,000 円
予備費	1,500,000 円
合 計	105,560,000 円

令和8年度 地区別賦課金についてお知らせします



賦課金額及び徴収時期が先の総代会において可決されました。

参考までに、各地区の年間の10a当たりの金額についてお知らせします。

尚、当初予算の維持管理費については、概ね例年通りの反当となっておりますが、特別賦課金につきましては、事業の進捗状況や繰り上げ償還によって金額が変動することがあります。その場合、臨時総代会での補正予算により変更します。

詳細についてお知りになりたい方は、地区役員及びに総代または、事務局迄お問い合わせ下さい。

5月賦課事業・・・経常賦課金・北部幹線・さぎ排水・大牧排水・春江中部維持管理費・高江安沢維持管理費・芳野川事業

12月賦課事業・・・経常賦課金2・県営かんばい1・県営かんばい2・県営経営体育成基盤整備事業

尚、地係によって事業が異なります。下記の金額を参考にして下さい。

(年間:10a当り)

随 応 寺	1,828円	布施田新	1,933円	金 剛 寺	200円
江 留 中	1,828円	正 善	1,933円	本 堂	100円
藤 鷲 塚	1,828円	姫 王	1,933円	高 江	2,067円
千 歩 寺	1,828円	上 小 森	1,933円	安 沢	2,067円
中 庄	1,933円	木部西方寺	1,883円	針 原	3,140円
西 長 田	2,156円	定 広	1,889円	正 蓮 花	300円
井 向	2,212円	木部新保	1,828円	寄 安	300円
大 牧	2,212円	沖 布 目	3,981円	定 重	100円
下 小 森	2,212円	境 為	100円	西 太 郎 丸	100円
辻	1,828円	大 針	100円	東 太 郎 丸	100円
石 塚	1,933円	田 端	200円	中 筋	100円
取 次	1,933円	松 木	200円	清 永	384円

令和8年度の主な事業計画



- ◆ 県営経営体育成基盤整備事業(土地総)(坂井中央1期地区沖布目)・・・水路廃止
- ◆ 県営経営体育成基盤整備事業(土地総)(坂井中央2期地区沖布目)・・・暗渠排水、排水路工
- ◆ 県営経営体育成基盤整備事業(土地総)(高江安沢地区)……………パイプライン工事、測量設計
- ◆ 県単小規模土地改良事業(金剛寺地区)……………農業用排水施設整備

国又は県・市の予算が決定した場合に事業(工事)を実施します。

※ 各地区において、用・排水路等の補修及び改善等要望がある場合は、土地改良事務所内に置いてある**土地改良施設修繕・更新工事等要望書の提出**を土地改良区役員または、総代を通して提出願います。その場合、賦課金は地係全体で負担となる為、十分に地区内組合員に説明を行い、越工区の方についても工事についてご理解を得た上で提出願います。

尚、予算が確定後、役員または総代に工事内容等の連絡を行います。工事については、必ず地元負担が伴いますので、地区内でよくお考えの上、**事業費10万円**以上のものについて、提出願います。

また、農地水活動を行っている地区については、工事の内容等を精査した上で、要望書の提出をお決めください。

土地改良区からのお願い

★パイプラインの管理について★

春江町土地改良区では、分水工から末端について管理を行います。何らかの原因でパイプライン等からの水漏れを発見した場合は、各地区の役員又は総代を通して、土地改良区までご連絡願います。

ただし、針原・太郎丸・本堂地区のパイプラインについては、末端まで河合春近土地改良区が管理を行っています。春江中部、高江安沢については、末端のみ当土地改良区で管理を行っていますので、必ず事前に地元役員にご相談の上、土地改良区事務局までご連絡ください。

尚、賦課金についても各土地改良区別々に賦課しております。

また、水量は、鳴鹿中央管理室での管理となるため、当土地改良区では調整ができません。時期によって用水の取水量や冬期間の水量が決められているようですので、地区内で上手に水回しを行って下さい。詳細がお知りになりたい方は、直接用水組合にお問い合わせください。

★冬季期間の給水栓には保護袋★

冬期間は、原則水利権がありません。パイプ保護のため、20%程度の水は、常時通水している関係で、凍結により給水栓が破損する恐れがあります。冬期間は、必ず保護袋をかけてください。

また、水漏れが発生した場合、部品等の交換が必要となり、給水栓破損に伴う修繕費用については、個人負担となります。

尚、地区ごとに対応が異なりますので、必ず各地区の管理調整委員に相談してください。自動給水栓の部品については、JR芦原温泉駅近くの笹岡工業所 (TEL73-1131) でお買い求めいただけます。

※土地改良事業で布設した暗渠排水等の蓋や部品についての販売行為は、土地改良区で行えません。

お近くのホームセンターまでお問い合わせください。

- 九頭竜川鳴鹿土地改良区 0776-66-4848 (東二ツ屋17-59)
- // 坂井支局 0776-66-0346 (旧十郷用水土地改良区)
- 河合春近土地改良区 0776-23-6286
- 春江町土地改良区 0776-50-3064

★排水路等にゴミを投げないで★

排水路内に、ゴミや草取り後の草を捨てないで下さい。排水路内に留まり、排水不良の原因になります。また、排水路は、地元管理施設の為、余分な経費が掛かることとなります。

★農道の維持管理について★

近年、農道上での交通事故が増えています。農道は、地元管理施設です。事故があった際は、各地区が対応することになりますので、日常点検及び簡易な修繕をお願いします。

◇組合員資格得喪通知書◇

耕作地の異動 (所有権移転)、相続、農業者年金 (経営移譲) 等の名義変更を伴う場合には、手続きが必要です。春江町土地改良区及び各用水土地改良区宛に必要なため、すみやかに提出してください。

また、土地改良区賦課金の面積は、4月1日を基準日とします。基準日以降の日付けで、農地の異動があってもその年は、従前の組合員に賦課されます。ご理解をお願いします。

◇農地転用等の通知◇

農地 (田・畑) から宅地、農業用施設 (農舎) の建設など、耕作以外の目的に使用される際や地目を変更する場合には、届出が必要です。30 a (3,000m²) 以上の農地転用は、許可が下りるまでに時間がかかりますので、農地転用をお考えの方は、事前に事務所までご連絡ください。

尚、転用される場合は、まず坂井市農業委員会で申請関係書類を入手後、各土地改良区事務所に届出用紙を取りに来ていただく又は、ホームページからダウンロードをしてください。双方の申請書には、地区担当理事等の承認印が必要ですので必ず事務所にお問い合わせください。

また、これらに伴い農振除外 (農用地区域用途区分変更申請書)、他目的使用申請書等の届けが必要となる場合がありますので、土地改良区で確認をお願いします。届出がなければ、賦課金納入通知書が、そのまま従前組合員に発行されることとなりますのでご注意ください。

※ 通知書、申請書は各事務所に有ります。(用水土地改良区は各用水土地改良区へ)



・この土地改良だよりは、年1回発行いたします。

・この土地改良だよりに、ご意見・ご要望があれば事務所までご連絡下さい。